

# 開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条等に基づいて作成したディスクロージャー資料です。その各項目は以下のページに掲載しています。

## 単体ベースの項目(信金法施行規則第132条)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	49
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	49
(3) 会計監査人の氏名又は名称	30
(4) 事務所の名称及び所在地	10
2. 金庫の主要な事業の内容	15 ~ 17
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	3 ~ 4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	3
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	34
イ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	34
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36, 37
エ. 受取利息及び支払利息の増減	36
オ. 総資産経常利益率	37
カ. 総資産当期純利益率	37
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の 平均残高	38
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	39
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	40
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	40
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	41
エ. 使途別の貸出金残高	41
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	42
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	37
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	47
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	46
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	46
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	37
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	18
(2) 法令遵守の体制	12
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	5
(4) 金融 ADR 制度への対応	12
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	25 ~ 30

(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	44
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に 定める事項	20, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 43
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び 評価損益	46 ~ 47
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ等取引)	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(6) 貸出金償却の額	43
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	30
6. 役職員の報酬体系の開示に関する事項	50

## 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

① 自己資本の構成に関する事項	31, 32
② 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	31
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	33
ウ. 信用リスクに関する事項	20
・ リスク管理の方針及び手続きの概要	20
・ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項	20
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	22
キ. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針 及び手続きの概要	23
ク. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	23
ケ. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
コ. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	24
サ. 金利リスクの算定手法の概要	24
③ 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の充実度に関する事項	33
イ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	20, 21, 43
ウ. 信用リスク削減手法に関する事項	21
エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	21
オ. 証券化エクスポージャーに関する事項	22
カ. 出資等エクスポージャーに関する事項	23
キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	23
ク. 金利リスクに関する事項	24

## 金融再生法に基づく項目

資産査定公表	45
--------	----

## 連結ベースの項目(信金法施行規則第133条)

該当ありません。